

オ 日本産農林水産物・食品の輸出回復に向けた取組

農業を成長産業とするためには、アジアを始めとする世界の経済成長を取り込むべく、輸出の拡大に取り組むことが重要です。しかしながら、現在、東電福島第一原発の事故を受け、多くの国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が実施されています（表1-2-8）。

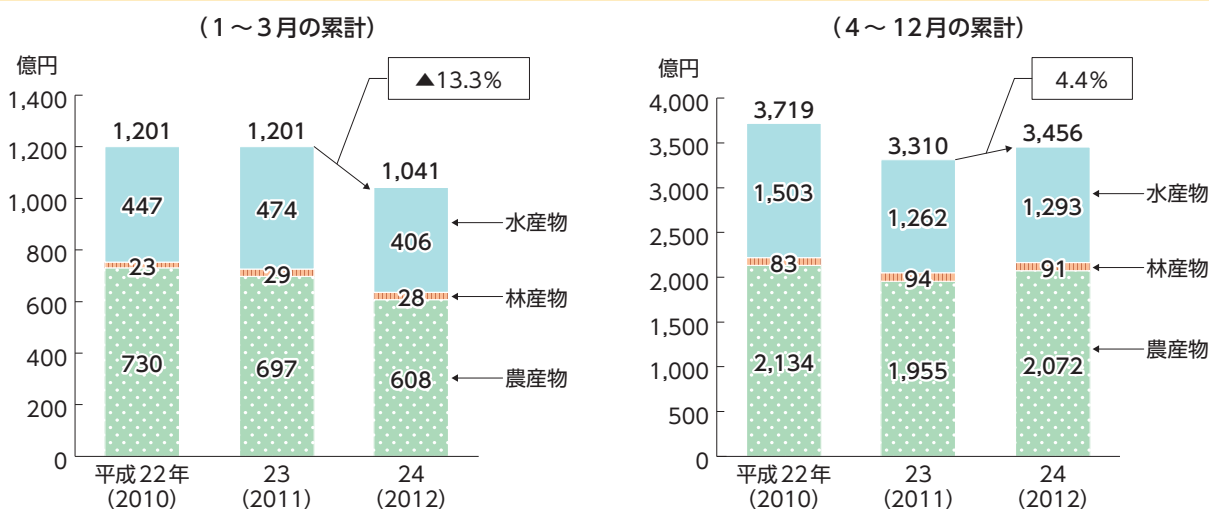
表1-2-8 主な輸出先国・地域の輸入停止措置の例（平成25（2013）年4月25日現在）

輸出先国・地域	輸出額 (平成24（2012）年)	輸入停止措置対象県	輸入停止措置対象品目
香港	986億円	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	688億円	日本国内で出荷制限措置が採られた都県	日本国内で出荷制限措置が採られた品目
台湾	610億円	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	全ての食品
中国	406億円	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県	全ての食品、飼料
韓国	350億円	日本国内で出荷制限措置が採られた都県	日本国内で出荷制限措置が採られた品目

資料：農林水産省作成

平成24（2012）年の農林水産物・食品の輸出額は4,497億円となり、前年比で0.3%の減少となっています。一方、平成23（2011）年3月に東日本大震災が発生したことを踏まえ、農林水産物の輸出額の推移を1月から3月と4月から12月に分けてみると、平成24（2012）年1月から3月においては前年同期比で13.3%減少しましたが、同年4月から12月においては、前年同期比で4.4%増加しており、4月以降の輸出は回復基調にあります（図1-2-22）。

図1-2-22 農林水産物・食品の輸出実績



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

しかしながら、多くの国・地域で日本産農林水産物・食品の輸入規制が行われていることから、政府は、輸入規制措置を実施している諸外国・地域に対して、我が国が実施している安全確保のための措置等の情報提供を行うとともに、モニタリング結果等の科学的データの提供を行うことにより、政府一体

となって輸入規制の緩和・撤廃に努めてきました。

その結果、平成24（2012）年4月にはペルー、6月にはギニア、7月にはニュージーランド、8月にはコロンビア、平成25（2013）年3月にはマレーシアにおいて、全ての規制措置が撤廃されるなど、これまでに10か国において規制措置が撤廃されました（平成25（2013）年3月現在）。このほか、タイ、ベトナム、EU、シンガポール等においても、輸入規制措置緩和の動きがみられます（表1-2-9）。一方、主要輸出先国では特定の都道府県・品目に対する輸入停止措置が継続しており、今後も規制の緩和・撤廃に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

表1-2-9 主な輸出先国・地域の輸入規制措置緩和の動き

国・地域	日付	輸入規制緩和の概要
タイ	平成24（2012）年 4月4日	放射性物質の検査結果報告書を要求（9都県） →8都県（東京都除外）
ベトナム	平成24（2012）年 7月2日	加工食品等の規制解除
EU	平成24（2012）年 4月2日、10月30日	酒類の規制解除
	平成25（2013）年 5月	9都県からの全品目について放射性物質検査証明書を要求 →特定品目に限定
シンガポール	平成25（2013）年 4月8日	8都県の一部品目につき輸入停止 →放射性物質検査証明書（7都県）の添付により輸出可能

資料：農林水産省作成

輸入規制緩和の働きかけと並行して、農林水産省のホームページにおいて諸外国・地域の輸入規制措置を随時更新し、輸出業者や関係者への情報提供を行うとともに、東電福島第一原発の事故の影響に伴い輸出先国・地域から要求される輸出に必要な証明書の発行業務の円滑化を図るため、平成25（2013）年度からは国が責任を持って発行できる体制を整備したところです。

また、農林水産省では、日本産の農林水産物・食品の主要な輸出先国・地域である香港、台湾、シンガポール、タイを対象に、日本産食品等の魅力や被災地の取組について海外メディア等を活用して情報発信することにより、日本産食品等の信頼回復に取り組んできました。また、このような取組の一環として、農林水産省の外国語ホームページにおいて、日本産食品等の魅力をPRする海外テレビコマーシャルや香港、シンガポールのメディアが作成した被災地を紹介する番組等を掲載しています。

さらに、商談会やイベント等を通じて日本産食品の魅力等をPRしています。例えば、日本酒の主要な輸出先である香港で平成24（2012）年11月に開催された「香港国際ワイン＆スピリッツフェア」には、日本から農林水産省、日本貿易振興機構、15の酒造業者等が参加し、飲食関係者や一般消費者に日本酒の魅力を伝えました。また、同フェアの日本ブースでは、被災地PRコーナーが設置され、東北3県の職員が来場者向けにPR活動を展開し、海外における被災地のイメージアップを図っています。今後も、このような取組を通じて日本産農林水産物・食品の信頼の回復に努めていくことが必要です。



外国語ホームページの開設



香港国際ワイン＆スピリッツフェアの様子

事例

東日本大震災後初めてタイで福島県産ももを販売

平成24（2012）年9月12日から16日の期間、タイの首都バンコクの老舗百貨店と、大手デパートにおいて福島県産のももの試食販売会が行われました。また、10月12日には、福島県からタイ王国シリントーン王女殿下に、福島県産のももが献上されました。東日本大震災以降、福島県産の食品が海外に輸出されたのは、平成23（2011）年度に米が輸出されたのを除いては初めてのことであり、試食販売会の期間中は、福島県貿易促進協議会、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地入りし、もものPR活動を展開しました。

福島県産のももは、平成19（2007）年に輸出が始まり、タイ以外にも台湾や香港へ50tほど輸出されていましたが、震災後、東アジアの国・地域を中心に食品の輸入規制があり、輸出ができなくなりました。

このような中、福島県貿易促進協議会やジェトロは、平成24（2012）年8月にタイのデパートや百貨店の担当者を福島県内に招き、果樹園の視察やももの試食をしていただくとともに、放射性物質検査体制の説明を行いました。

試食販売会には、福島県伊達市の2戸の農家が生産した晩生品種「ゆうぞら」が250kg用意され、1個260パーツ（約660円、平成24（2012）年9月時点）で販売されました。

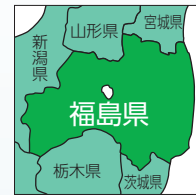
初回の試食販売会が好評だったことを受け、9月28日以降は、第2、3弾として晩生品種の「富月」と「光月」の2種類約750kgが輸出され、バンコク市内で販売されました。この試食販売会も好評を得たことから、12月にはりんごの販売会も実施されました。

【福島県担当者の方のお話】

「平成24（2012）年8月に福島県貿易促進協議会とジェトロが実施した産地PR・商談会では、バイヤーや輸入業者から福島県産のももの品質の高さや安全性に非常に好感を持っていただき、その場で商談が成立し、9月のバンコクでの試食販売会が実現しました。商談成立の決め手は、実際に放射性物質検査の現場を視察してもらったことと、直接、ももの生産者と話をしてもらったことです。

第1回目の試食販売会では、タイの消費者から「甘くて美味しい」、「日本の食品の安全性を信頼している」という感想も多く聞かれ、好評を得て完売し、すぐに第2、3回目の試食販売会の実施が決定しました。また、りんごの販売会の実施につながるなど、手応えを感じています。試食販売会実施後は日本国内のマスコミに大きく取り上げられたこともあり、県内でも「明るい話題を提供してくれた」と反響が大きく、生産者の意欲向上につながっています。

今後は、タイへのもも、りんごの輸出を増やしていくとともに、なしやいちご等の農産物、タイ以外の国・地域への輸出にも取り組んでいきたいと考えています。」



老舗デパートでの試食販売会
（9月15日 バンコク）



販売されたもも